こと（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

② 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者（①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

③ 当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚発第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

④ 上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑥ 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務のない者を除く。）でないこと。

・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

⑵ 構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、平成29年７月３日において次の要件を満たすものとする。

① 平成14年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。）

ア）道路橋（A活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

イ）橋梁形式がアーチ系橋梁、斜張橋または吊り橋の鋼橋であること。

ウ）最大支間長が、155m以上であること。

エ）架設工法が、トラッククレーン工法、トラッククレーンステージング工法（クローラクレーン含む）以外の工法であること。

ただし、ア）からエ）は同一工事であること。

ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含む。）に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

② 建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱う。

③ 建設業法の土木工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶ 出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、30％以上の出資比率であるものとする。

⑷ 代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸ 特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。

7　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

６⑴①の認定（６⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も４及び５により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、６⑴①の認定を受けていない構成員が６⑴①の認定を受けることが必要である。

なお、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。また、この場合において、６⑴①の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに６⑴①の認定を受けていないとき又は６⑴①の一般競争参加資格がないとの認定（６⑴①の局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けたときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

8　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

9　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

10　その他

⑴ 特定建設工事共同企業体の名称は、「猪谷楡原道路　猪谷橋上部工事△△・□□特定建設工事共同企業体」とする。

⑵ 当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

奄美㉙宿舎（奄美地区）新設建築工事外１件に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

本公告に記載の工事は、競争参加資格審査申請書を共通化できる２件の工事を対象に、一括して公示し、資格審査を実施する試行工事です。

なお、工事ごとに構成員の異なる組合せによる特定建設工事共同企業体を結成することは認められません。

平成29年６月２日

熊本防衛支局長　増田　浩之

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　43

1　工事名

①　奄美㉙宿舎（奄美地区）新設建築工事
②　奄美㉙宿舎（瀬戸内地区）新設建築工事

2　工事場所　①　鹿児島県奄美市
②　鹿児島県大島郡瀬戸内町

3　工事概要

本工事は、以下の工事を行うものである。

①（A地区）
・宿舎新設（鉄筋コンクリート造６階建て延べ面積約3,800㎡）
（B地区）
・宿舎新設（鉄筋コンクリート造３階建て延べ面積約1,800㎡）
※仮設作業員宿舎等　一式を含む

②・宿舎A新設（鉄筋コンクリート造５階建て延べ面積約2,600㎡）
・宿舎B新設（鉄筋コンクリート造５階建て延べ面積約2,200㎡）
※仮設作業員宿舎等　一式を含む
・本工事の「企業による技術提案」及び「工事全般の施工計画」が適正と認められた内容について、将来予定される本工事の残余部分の工事（後工事）の施工に係るものについて履行を継続する場合がある。

4　工期　①及び②平成30年10月31日まで

5　競争参加資格審査申請書の交付

⑴ 交付期間　平成29年６月２日から同年６月27日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

⑵ 交付場所　〒862―0901 熊本県熊本市東区東町１－１―11　熊本防衛支局総務課契約審査係　ＴＥＬ096―368―2174（内線360）ＦＡＸ096―368―0512

⑶ その他　特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。

6　申請書の提出

⑴ 提出期間　平成29年６月２日から同年６月27日までの行政機関の休日を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

⑵ 提出場所　上記５⑵に同じ。

⑶ 提出方法　申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

ア　総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）又は経営規模等評価結果通知書で平成29・30年度資格審査申請の際に提出したものの写し